

東京港港湾計画資料（その 2）

— 一部変更 —

平成 2 1 年 5 月

東京港港湾管理者
東京都

目 次

1. 環境に与える影響の評価の結論	1
2. 地域の概況	3
2-1 東京都の概況	3
2-2 環境に関する計画等	4
2-3 下水道計画	11
2-4 公害苦情の状況	16
3. 環境の現況	17
3-1 大気質の現況	17
3-2 騒音の現況	28
3-3 振動の現況	37
3-4 潮流の現況	44
3-5 水質の現況	49
3-6 底質の現況	59
3-7 地形の現況	63
3-8 生物・生態系	66
3-9 景観の現況	75
3-10 人と自然とのふれあい活動の場の現況	76
3-11 その他の現況	78
4. 環境への影響と評価	79
4-1 環境影響評価項目の選定と予測・評価手法の基本的な考え方	79
4-2 大気質への影響と評価	81
4-3 騒音への影響と評価	87
4-4 振動への影響と評価	92
4-5 水質への影響と評価	94
4-6 地形への影響と評価	94
4-7 生物・生態系への影響と評価	94
4-8 景観への影響と評価	97
4-9 人と自然とのふれあい活動の場への影響と評価	97
4-10 漁業への影響と評価	98
5. 総合評価	99

1. 環境に与える影響の評価の結論

一部変更による計画の内容及び地域の特性より選定した項目について行った環境に与える影響の評価の結論は表 1.1-1 に示すとおりである。

表 1.1-1(1) 環境に与える影響の評価の結論

環境要素の区分		項目	評価の結論
大気環境	大気質	窒素酸化物	窒素酸化物排出量は、既定計画（第七次改訂）策定後において制定された自動車排出ガス規制の強化（ポスト新長期規制）（2009年施行）や船舶排ガス規制（2005年、2011年施行）により低減が見込まれる。それにより、一部変更による計画が窒素酸化物の排出量に与える影響は、規制による低減を見込んでいない既定計画（6,200トン/年）に比べ約40%（3,800トン/年）減少するものと予測される。以上のことから、一部変更による計画が大気環境（大気質）に与える影響は軽微と考えられる。
	騒音	道路交通騒音	一部変更による計画が道路交通騒音に与える影響は、予測地点において1デシベル以内の増加であると予測される。以上のことから、一部変更による計画が大気環境（騒音）に与える影響は軽微であると考えられる（全ての地点で自動車騒音の要請限度を満たしている）。
	振動	道路交通振動	一部変更による計画が道路交通振動に与える影響は、予測地点において1デシベル以内の増加であると予測される。以上のことから、一部変更による計画が大気環境（振動）に与える影響は軽微であると考えられる（全ての地点で道路交通振動の要請限度を満たしている）。
水環境	水質	潮流 化学的酸素要求量 全窒素、全リン	計画の一部変更による航路・泊地の拡張・拡張や増深、臨港交通施設の新設が行なわれるが、一部変更による計画では新たな埋立地の造成による海域の消失はないため、海岸形状の変化が少なく、一部変更による計画が潮流に与える影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が水環境に与える影響は軽微と考えられる。
土壌環境	地形 ・ 地質	地形	一部変更による計画が潮流へ与える影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が護岸前面や海底などの地形に与える影響は軽微であると考えられる。
生物・生態系	動物	水生生物	一部変更による計画が潮流へ与える影響は少ないことから、水環境・土壌環境への影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が動物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚及び魚類などの水生生物に与える影響は軽微であると考えられる。

表 1.1-1(2) 環境に与える影響の評価の結論

生物・生態系	動物	陸上動物	一部変更の計画対象地域には、重要な哺乳類、両生類・爬虫類及び昆虫類の生息地はない。鳥類については、貴重な種が確認されているが、陸域の改変は臨港交通施設近傍のごく限られた場所であり、水鳥の生息環境に影響を及ぼす海域の消失はなく水環境や大気環境への影響も小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が陸上動物へ与える影響は軽微であると考えられる。
	植物	水生植物	一部変更の計画対象地域を含む東京港には、海草・藻類の群落が存在しない。また、一部変更による計画が水環境に与える影響は小さいと予測され、植物プランクトンへの影響は軽微であると考えられる。以上のことから一部変更による計画が水生植物へ与える影響は軽微であると考えられる。
		陸上植物	一部変更の計画対象地域には、重要な植物や植物群落は存在しない。また、一部変更による計画が背後地の大気環境へ与える影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が陸上植物に与える影響は軽微であると考えられる。
	生態系	生態系	計画の一部変更により航路・泊地の拡幅・拡張や増深、臨港道路の新設が行われるが、一部変更による計画では新たな埋立地の造成による海域の消失はないため、大気環境や水環境、土壌環境への影響が少ないことから、第七次改訂時に選定した指標種の生息環境への影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が生態系に与える影響は軽微であると考えられる。
自然とのふれあい	景観	景観	東京港における主要な眺望点のうち計画の一部変更により消滅、減少する眺望点はない。一部変更による計画では臨港交通施設出現するが周辺は高層ビルを背景に、ふ頭などの港湾施設が集積しており、クレーンや大型船が活動を展開するダイナミックな港の景観を形成している。新たに臨港交通施設が出現するものの、港の景観を変化させるものではなく、地域景観の特性に大きな変化はないと考えられる。以上のことから、一部変更による計画が景観に与える影響は軽微であると考えられる。
	人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	一部変更による計画により消滅、減少する海浜公園等はなく、大気環境、水環境、土壌環境への影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が既存の海浜公園等の野外レクリエーション地及びその利用に与える影響は軽微であると考えられる。
その他	漁業	漁業	一部変更による計画が水環境並びに生物・生態系に与える影響は小さいと予測される。以上のことから、一部変更による計画が漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

2. 地域の概況

2-1 東京都の概況

東京都は1都6県を含む関東平野の西部に位置している。東京湾から奥多摩の山岳地帯まで東西に細長い地域を占め、その面積は約1,782km²（島しょ部を除く）である。

東京港を海上貿易の玄関口に持ち、明治以来、日本の首都として、政治、経済、文化さらには国際交流の中心として拡大、発展してきた。平成20年10月現在の東京都定住人口は約1,290万人と増加傾向にあり、平成27年頃にピークを迎えると予測されている。昼間人口の伸びは夜間人口に比べると小さく区部では横ばい傾向にあり、区部中心部では減少傾向がみられる。

我が国の社会的状況は昭和30、40年代の高度経済成長期を経て、生活の質の向上を重視する方向へと変化しており、環境問題においても工場を中心とする産業型公害から都民生活や都市における事業活動に密接に関連した自動車公害問題、騒音問題、有害化学物質問題さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の問題にまで拡大している。

国では環境問題を総合的にとらえ推進するために平成5年に「環境基本法」を制定した。東京都においても平成6年に「東京都環境基本条例」を制定し、現在の環境問題の状況を踏まえ環境施策の更なる飛躍を実現するため、新たに「東京都環境基本計画」を平成14年に策定した。

東京都では、昭和44年に当時激化していた公害を総合的・体系的に対策するため「東京都公害防止条例」を制定したが、その後の社会的状況の変化に伴い変化してきた現在の様々な環境問題に対処するために、平成12年に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」へ全面改訂し、平成20年には地球温暖化対策の強化を行った。

また、自然環境の保護や自然との共生についての意識の高まりなど、環境行政を取り巻く状況も大きく変化しており、「東京における自然の保護と回復に関する条例」や「東京都景観条例」など、さまざまな環境施策に取り組んでいる。

なお、都市活動に伴い発生する大規模な事業の実施による環境への影響を未然に防止するために、昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定し、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止や自然環境、景観等の保全について適正な配慮がなされるよう、環境影響評価手続きを行っている。平成14年7月からは、都の策定する計画について計画段階における環境影響評価制度を導入している。

2-2 環境に関する計画等

(1) 東京都環境基本条例

都市・生活型公害や地球環境問題等の今日の環境問題に対応し、自然とのふれあいや快適性に対する都民のニーズに積極的にこたえていくため、環境保全の基本理念、行政・事業者・都民の責務、施策の枠組み等を示す条例として、都は、平成6年7月「東京都環境基本条例」を制定した。また、「東京都公害防止条例」「東京における自然の保護と回復に関する条例」等の既存の条例についても、環境基本条例の趣旨を踏まえ、関連規定の整備を行ってきたところである。

○ 環境基本条例の特色

行政・事業者・都民が一体となって環境問題に積極的に取り組んでいくことができるよう、環境保全に関する基本理念、関係者の責務、施策の枠組みを明らかにした。

従来からの手法に加えて、新たに経済的な誘導措置や資源の循環的な利用等の推進なども取り入れており、また、環境施策の範囲も公害の防止や自然環境の保全に加えて、生物多様性の確保、人と自然のふれあいの確保、良好な景観の確保、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等や地球環境の保全などを対象とした。

① 基本理念

- ・健康で安全かつ快適な環境の実現と将来の世代への継承
- ・環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築
- ・地球環境の保全の推進

② 関係者の責務

都、区市町村、事業者、都民の環境保全に関する責務を明らかにしている。

③ 基本的な施策

施策のうち主要なものは、「環境基本計画の策定」「環境白書の作成・公表」「地球環境の保全の推進」「環境学習の推進」などがあげられる。

(2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

昭和44年に制定された公害防止条例は、主として工場の設置者を対象に、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下といった公害の未然防止の観点から、工場設置の認可や規制基準の遵守などを義務づけていた。当時激化していた工場を中心とする産業型の公害から、都民の健康を守り、良好な生活環境の確保に大きな役割を果たしてきた。

しかし、今日の東京の環境問題は、都民生活や都市における事業活動に密接に関連した自動車公害問題や土壌・地下水の汚染などの有害化学物質問題、さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球的な規模の問題へと大きく変化してきた。

平成12年12月、これまでの公害規制を基本的に継承しつつ、都市・生活型公害の拡大、地球環境問題、有害な化学物質など、今日的な環境問題に適切に対応するとともに、工場等に対する規制の強化を図るため、東京都公害防止条例を全面的に改正した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という）を制定した。

さらに、地球温暖化対策計画書制度の強化など、温室効果ガス排出総量の大幅な削減に向けた取

組・制度を強化した改正を平成 20 年に行った。

本条例は、7 章 165 条からなり、従前の工場公害規制に加え、自動車公害対策の充実強化や化学物質の適正管理、土壌地下水汚染対策、そして環境への負荷の低減の取組等を新たに規定している。

条例の目的は、大きく 3 つの側面から捉えることができる。

① 都民の健康を守る

都独自の排出基準を満たさないトラックやバスなどのディーゼル車の運行の禁止や、重油を混和した燃料の使用の禁止を含む自動車公害に対する規制などを規定している。

② 都民の安全な生活環境の確保を図る

利便性の向上ゆえに都民生活や事業活動などで使用される有害な化学物質の適正管理や土壌汚染の処理の義務などを規定している。

③ 都民の将来世代への良好な環境の継承を図る

旺盛な都市活動に伴い増大する温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画や環境配慮の建築計画の作成義務などを規定している。

(3) 東京都環境基本計画

東京都では、平成 9 年、平成 14 年に環境基本計画を策定していたが、大気汚染や土壌汚染等環境の「負の遺産」が残されているとともに、気候変動をもたらす新たな環境問題への不安が高まっている。そのため、環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現をめざし、これまでの取組の成果や課題、社会状況の変化を踏まえ、持続可能な東京の実現に向けた取組を強化するため、平成 20 年 3 月に新たな「東京都環境基本計画」を策定した。

○東京が直面する環境問題についての新たな認識

① 気候変動の危機の顕在化

異常気象の頻発など、気候変動の危機は、人類・生物の生存基盤の存続を脅かす、「今そこにある危機」として認識される。

② 環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性

窒素酸化物、光化学オキシダントや粒子状物質など、いまだ未解決の課題や、今後顕在化が懸念される環境問題について、予見的・継続的な対応が必要である。

③ より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上

緑の減少を食い止めるとともに、更に質の高い新たな緑を増やすことにより、豊かな緑と水の空間を再生し、都市の風格と魅力を向上させていく必要がある。

○東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割

少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指し、東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信していく。

○分野別施策

① 人類・生物の生存基盤の確保

- ・気候変動の危機回避に向けた施策の展開
- ・持続可能な環境交通の実現

- ・省資源化と資源の循環利用
- ② 健康で安全な生活環境の確保
 - ・大気汚染物質の更なる排出削減
 - ・化学物質等の適正管理と環境リスクの低減
 - ・生活環境問題の解決
- ③ より快適で質の高い都市環境の創出
 - ・市街地における豊かな緑の創出
 - ・水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復
 - ・熱環境の改善による快適な都市空間の創出
 - ・森林や丘陵地、島しょにおける自然の再生

（４）東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に基づいて策定される計画である。大気汚染の主要な発生源である自動車排出ガス規制の取り組みとして、以下の目標と施策を示している。計画期間は平成 22 年度末である。

<計画目標>

- ・二酸化窒素に係る環境基準を平成 22 年度までに全ての測定局で達成すること。
- ・浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成 22 年度までに全ての測定局で達成すること。

<施策>

- ・ディーゼル車の走行規制。
- ・粒子状物質減少装置等による規制対応の促進。
- ・八都県市と連携した取組。
- ・低公害車の導入義務付け。
- ・自動車環境管理計画書による環境負荷の軽減。
- ・アイドリングストップの徹底。
- ・不正軽油の使用・販売の禁止。
- ・自動車販売事業者による環境情報の説明義務付け。
- ・低公害車の普及促進

（５）東京地域公害防止計画

東京都は昭和 47 年度に第一次の公害防止計画（10 か年計画）を策定して以来、その後平成 15 年度までに 7 回にわたり計画を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきた。しかし、自動車公害による大気汚染対策は着実な成果をあげているものの、一部の幹線道路沿いの地域においては、いまだ二酸化窒素の環境基準達成には至っていない。また、アスベストや土壌・地下水汚染、東京湾や河川の水質汚濁など、かつての経済活動から生じた「負の遺産」も依然として存在し環境や人体への影響が懸念されている。このため、都民の健康と安全の確保に向けて、今後一層公害防止に関する諸施策

に積極的に取り組んでいく必要があり、平成 20 年 3 月に第 8 次地域公害防止計画を策定した。

本計画は公害の著しい特定の地域等について環境基本法第 17 条に基づいて策定する法定計画である。公害の防止に関連する諸施策の体系化を図り、施策の実施によって環境基準を達成することを目的としている。計画期間は平成 19 年度～平成 22 年度の 4 年間である。

<対象地域>

中野区、杉並区を除く 21 の特別区、及び、八王子市、昭島市、町田市、日野市、福生市の区域 (計 26 区市)

<重点的解決を図るべき課題>

① 自動車公害をはじめとする大気汚染及び道路交通騒音の防止。

二酸化窒素、光化学オキシダントに係る自動車公害をはじめとする大気汚染並びに騒音の著しい沿道における騒音の防止を図る。

② 河川の水質汚濁 (BOD) の防止。

水質汚濁の著しい河川の水質汚濁に係る水質汚濁の防止を図る。

③ 東京湾の水質汚濁 (COD 並びにリン・窒素による富栄養化) の防止。

東京湾の COD に係る水質汚濁並びに窒素及びリンによる富栄養化の防止を図る。

④ 市街地土壌汚染及び地下水汚染の防止。

市街地における土壌汚染及びトリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図る。

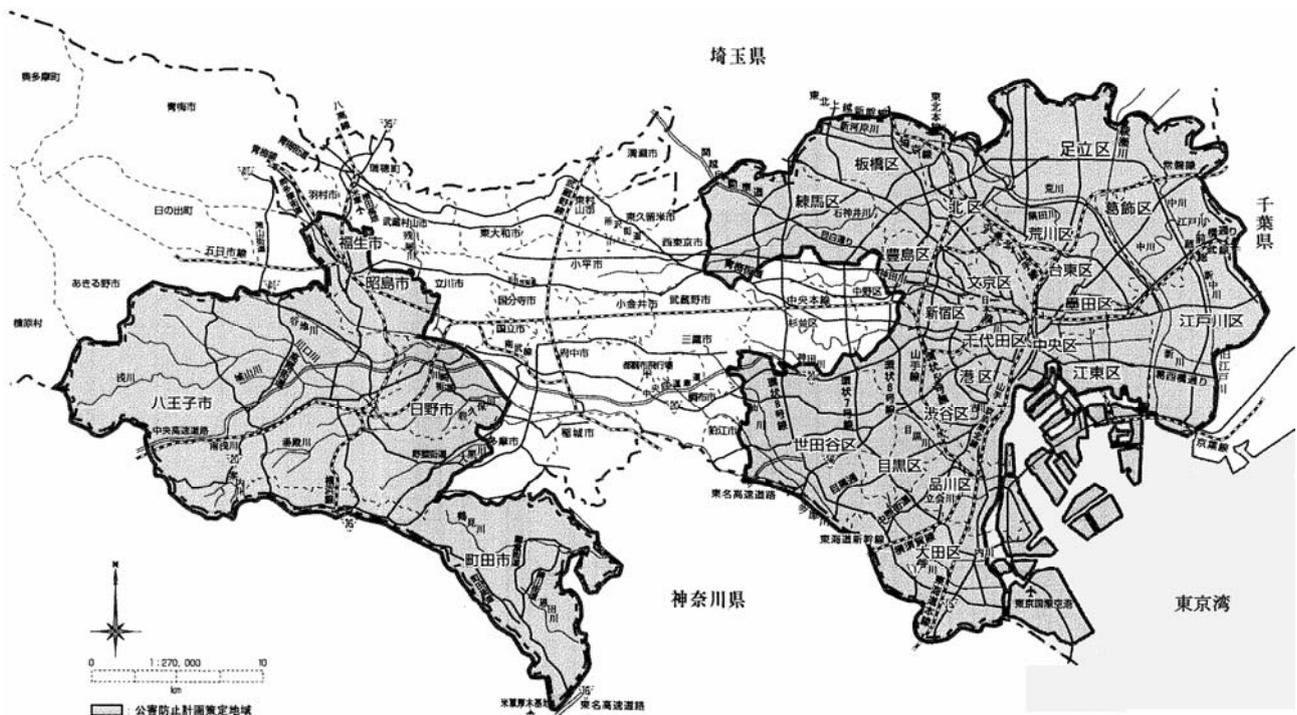


図 1.2-1 地域公害防止計画策定地域

（6）緑の東京計画

東京は、多様な都市機能が高度に集積する都市として、利便性や防犯、賑わいなどの面で優れた評価を受けているものの、都市としての快適性や豊かさなどの魅力は十分ではない。また、ヒートアイランド現象の進行など、新たな都市問題も生じている。

緑には、気象の緩和や防災上の機能、さらには、うるおい、やすらぎなどの効用がある。

本計画は、21世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするため、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示すものである。

対象は東京都全域とし、概ね50年後における東京の緑の望ましい将来像「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を見据えて、平成13年度から平成27年度までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向や推進策などを明らかにしており、都、都民、企業、区市町村がそれぞれの役割分担の中で連携して実現していくものである。

＜基本的な役割分担＞

- ・都：骨格的な緑の保全・創出と緑づくりに都民が参加する仕組みを構築
- ・都民：緑のある住まいづくりと緑づくりへの参加
- ・企業：屋上を含む事業所の緑化と緑づくりへの貢献
- ・区市町村：身近な緑の保全・創出と地域に即した施策の実施

＜施策の方向＞

- ・緑が守る「都市環境」
- ・緑が支える「防災都市」
- ・緑が創る「東京の魅力」
- ・緑が育む「生物の生存基盤」
- ・「都民が主役」で築く緑

また、臨海部ゾーンの施策の方向性として、「水辺の立地特性を活かし、自然と共生する、魅力ある臨海部を形成するため、緑の創出を図る」としている。

（7）東京都景観基本計画

「景観法」（平成16年、法律第110号）及び「東京都景観審議会答申」（平成18年1月）を踏まえて策定されており、東京の景観特性及び良好な景観形成に関する方針を規定している。この計画では、景観法に定める基本理念に以下に示す3つの事項を加えたものを基本理念としている。

- ・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成
- ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展
- ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上

6つの景観基本軸を設定しており、臨海部は東京の景観形成を推進する上で特に重点的に取り組む必要がある地区として「臨海景観基本軸」として位置づけられている。

<臨海景観基本軸景観形成の方針>

項 目	内 容
1) 陸・海・空の玄関口として新しい時代にふさわしい景観の形成	<p>広大な海と後背地に広がる都心景観を生かし、東京の玄関口としてふさわしい風格ある景観の形成を進める。</p> <p>また、臨海部の立地特性を生かし、東京の新たな景観の形成を積極的に進める。</p>
2) 地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成	<p>臨海部では、江戸湊として海運や漁業で栄えた江戸時代から、ウォーターフロントが注目を浴び臨海副都心の建設が進む現在までの様々な歴史的な経緯により、多様な景観が形成されている。これらを踏まえ、各地域において各々の特性を生かした景観形成を図る。</p> <p>また、各地域の連携により、臨海部全体として海を意識した統一感のある景観形成に努める。</p>
3) 都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用	<p>人々が、臨海部をより身近な存在と感じ、都市と海が融合した豊かな景観を楽しめるよう、海や運河などの水域と陸域、そして都心とが一体となった景観を遠景・中景・近景として見せる視点場とパブリックアクセスを設けるよう努める。</p> <p>また、水上バスなど、海上からの眺望にも配慮した景観形成を進める。</p>
4) 歴史的景観資源等を生かした景観の形成	<p>臨海部には、お台場を始め、神社などの歴史的景観資源のほか、橋梁や運河、ドックなど、近代の土木遺産ともいべきものもある。臨海部の計画づくりにあたっては、ランドマークとして生かすなど、これらの保全と有効活用を検討し、より優れた景観をつくり出すよう努める。</p>
5) 地域のまちづくりや景観づくりとの連携	<p>地元の自治体には、それぞれ景観やまちづくりに対する施策がある。</p> <p>また、多様な事業者が事業を行っており、臨海副都心のように、まちづくりガイドラインや広告協定を定めて、独自のルールにより景観誘導が行われている地域もある。臨海部の景観形成を進めるにあたっては、これらのルールに基づき、それぞれの地域が連携して、臨海部全体として、より良い景観形成となるよう努める。</p>

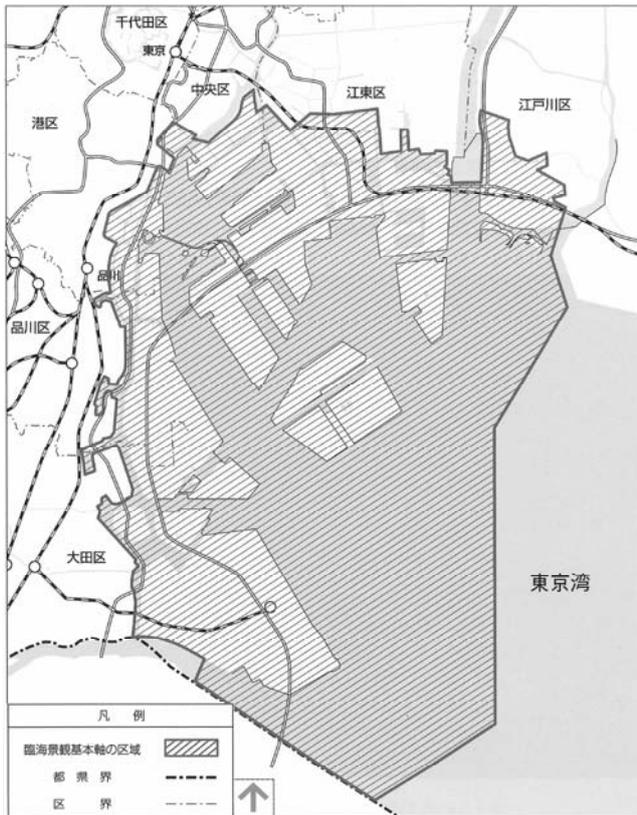


図2.2-2 東京都環境計画に基づく「臨海景観基本軸」の範囲

(出典)「東京都景観計画」 平成20年7月 東京都都市整備局

(8) 東京湾再生のための行動計画

東京湾は、後背地に大きな人口集積を有する閉鎖性海域であるため、湾内に流入する窒素・リン等による富栄養化が進行し、赤潮や青潮等の発生がみられ、生息する生物に悪影響を及ぼしている。CODの環境基準達成率は、昭和61年度からはほぼ横ばい状態となっている。その他、干潟・浅場などの埋立により自然浄化機能が減少していることや、漂着ゴミ問題などが水環境の回復しない要因となっている。

七都県市（策定当時）及び関係省庁が「東京湾再生推進会議」を設置して、10年後の東京湾を豊かで美しい海を取り戻すために、関係機関が連携して実施すべき施策を「行動計画」として策定した。計画期間は平成15年度から10年間である。

<目標>

快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。

<指標>

- ・底層のDO：年間を通して底生生物が生息できる限度

<重点エリア>

- ・横浜市金沢区から千葉市中央区までの海岸線の沖合を特に重点的に再生を目指すエリアとして指定し、7箇所のアピールポイントを設定し、それぞれの場所での改善後のイメージや指標、目安を示した。

<目標達成のための対策>

- ・陸域からの負荷の削減

- ・海域における環境改善対策の推進
- ・東京湾のモニタリング

表 2.2-1 東京湾再生のための行動計画のアピールポイント

No.	アピールポイント名	改善後のイメージ
1	いなげの浜～幕張の浜周辺	緑あふれる憩いとレクリエーションの海辺
2	三番瀬周辺	三番瀬の自然環境の保全と地域住民が親しめる海の再生
3	葛西海浜公園周辺	自然環境を保ち、生き物にやさしい干潟と海辺
4	お台場周辺	市民が水と親しめる憩いの場としての美しい風景をもつ水辺
5	多摩川河口周辺	多様な生き物を育み、自然豊かな海辺
6	みなとみらい 21 周辺	市民に開かれた魅力的な親水ゾーン・港情緒を味わうことができる海辺
7	海の公園・八景島周辺	海水浴や潮干狩り、釣りなど多様なマリレジャーを楽しむことができる海辺

2-3 下水道計画

東京都の下水道整備状況は図 2.3-1 に示すとおりで、平成 19 年度で区部で 100% 概成、多摩地域で 97%、東京都平均で 99% となっている。

東京都における下水道事業計画の概要は表 2.3-1 及び図 2.3-2 に示すとおりである。

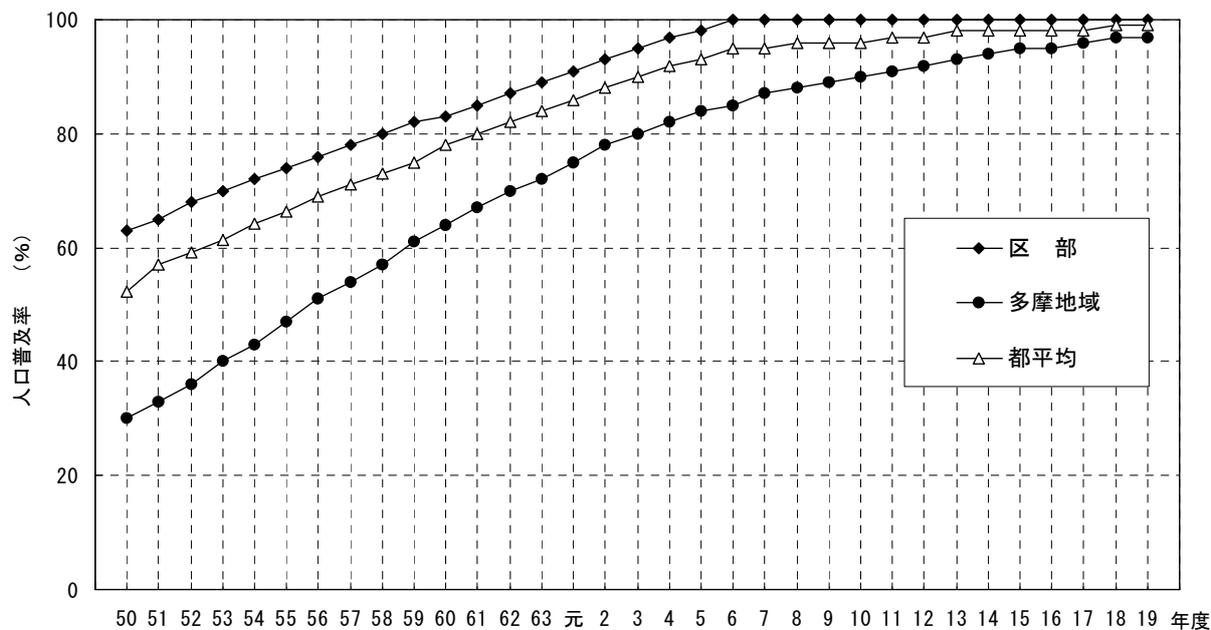


図 2.3-1 下水道普及率の推移

(出典)「事業概要 (平成 20 年版)」平成 20 年 8 月 東京都下水道局

表 2.3-1(1) 区部下水道計画の概要

	計画人口 (千人)	計画面積 (ha)	ポンプ所 ^{*1} (か所)	水再生センター ^{*1}		処 理 区 域	
				(か所)	計画汚水量 (千m ³ /日)		
区 部 公共下水道	*2 9,093	*2 57,839	86	16	*2 8,290		
処 理 区 名	芝 浦	684	6,440	13	1	1,370	千代田、中央、港、新宿、渋谷区の大部。 文京、品川、目黒、世田谷、豊島区の一部。
	三 河 島	811	3,936	8	3	860	台東、荒川区の全部。文京、豊島区の大部。 千代田、新宿、北区の一部。
	砂 町	960	6,153	30	2	1,070	墨田、江東区の全部。 中央、港、品川、足立、江戸川区の一部。
	小 台	326	1,687	5	2	350	北区の大部。豊島、板橋、足立区の一部。
	落 合	781	3,506	—	2	500	中野区の大部。新宿、世田谷、渋谷、杉並、 豊島、練馬区の一部。
	森ヶ崎	2,109	14,675	14	1	*3 1,540	大田区の全部。品川、目黒、世田谷区の大部。 渋谷、杉並区の一部。
	小 菅	264	1,633	3	1	260	足立、葛飾区の一部。
	葛 西	757	4,893	8	1	630	江戸川区の大部。葛飾区の一部。
	新 河 岸	1,658	10,474	1	2	1,120	杉並、板橋、練馬区の大部。新宿、中野、豊 島、北区の一部。
	中 川	743	4,442	4	1	590	足立区の大部。葛飾区の一部。

(出典)「事業概要(平成20年度)」平成20年8月 東京都下水道局

- 注) 1: ポンプ所、水再生センターのか所数は、都市計画決定値(平成19年4月6日東京都告示第592号)である。
ただし、東部スラッジプラント、南部スラッジプラントは、発生する汚泥を処理する施設のため、水再生センターか所数には含めていない。なお、ポンプ所のか所数には、水再生センター内の藍染ポンプ所、宮城ポンプ所の2か所を含んでいる。
- 2: 計画人口、計画面積、計画汚水量は、平成9年5月建設大臣承認を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」と整合を図ったものである。
- 3: 森ヶ崎処理区の処理能力は、区域外流入する220千m³/日をあわせると1,760千m³/日であり、全計画汚水量は8,510千m³/日である。

表 2.3-1(2) 区部下水道計画の概要

流域名	処理区名	計画処理人口 (千人)	計画面積 (ha)	計画汚水量 (千m ³ /日)	ポンプ所 (か所)	水再生センター		関係市町村名
						(か所)	名称	
多摩川	野川下	252	1,948	162	—	—	区部森ヶ崎水再生センターへ流入	府中市、調布市、狛江市 (3市)
	北多摩一号・野川上	960	8,378	767	—	2	北多摩一号同分場	立川市、武蔵野市、三鷹市、 <u>府中市</u> 、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市 (9市)
	北多摩二号	188	1,595	104	—	1	北多摩二号	立川市、国分寺市、 <u>国立市</u> (3市)
	多摩川上流	609	10,074	564	1	2	多摩川上流同分場	立川市、青梅市、 <u>昭島市</u> 、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町 (6市2町)
	南多摩	606	6,398	378	1	1	南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、 <u>稲城市</u> (5市)
	浅川	311	4,382	202	—	1	浅川	八王子市、町田市、 <u>日野市</u> (3市)
	秋川	430	8,632	371	—	1	八王子	<u>八王子市</u> 、昭島市、日野市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村 (5市1町1村)
多摩川流域計		3,356	41,407	2,548	2	8か所 (分場含む)		22市2町1村
荒川右岸東京	荒川右岸	854	7,884	535	—	1	清瀬	武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、 <u>清瀬市</u> 、東久留米市、武蔵村山市、西東京市 (9市)
総計		4,210	49,291	3,083	2	9か所 (分場含む)		26市3町1村

〈注〉 ◯ : は既設水再生センター □ : は水再生センター所在市

- 注) 1: 上記計画は、平成9年5月建設大臣承認を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」と整合を図っている。
- 2: 野川下処理区及び北多摩一号・野川上処理区については、現在下水道法による事業認可を受けている野川処理区及び北多摩一号処理区と三鷹市単独処理区などを再編、整理したものである。
- 3: 秋川処理区については、檜原村及びあきる野市(一部)を追加した。(平成12年3月認可変更済)
- 4: 多摩川上流処理区については、奥多摩町を追加した。(平成18年3月認可変更済)

雨水幹線計画の概要					
流域名	処理区名	排水面積	幹線名並びに延長		関係市名
多摩川	多摩川上流	1,189ha	多摩川上流雨水幹線	7,280m	青梅市、福生市、羽村市 (3市)
荒川右岸東京	荒川右岸	902ha	黒目川雨水幹線	4,040m	小平市、東村山市、東久留米市 (3市)
			出水川雨水幹線	930m	
			落合川雨水幹線	2,720m	
			小平雨水幹線	410m	
			計	8,100m	

(出典)「事業概要(平成20年度)」平成20年8月 東京都下水道局

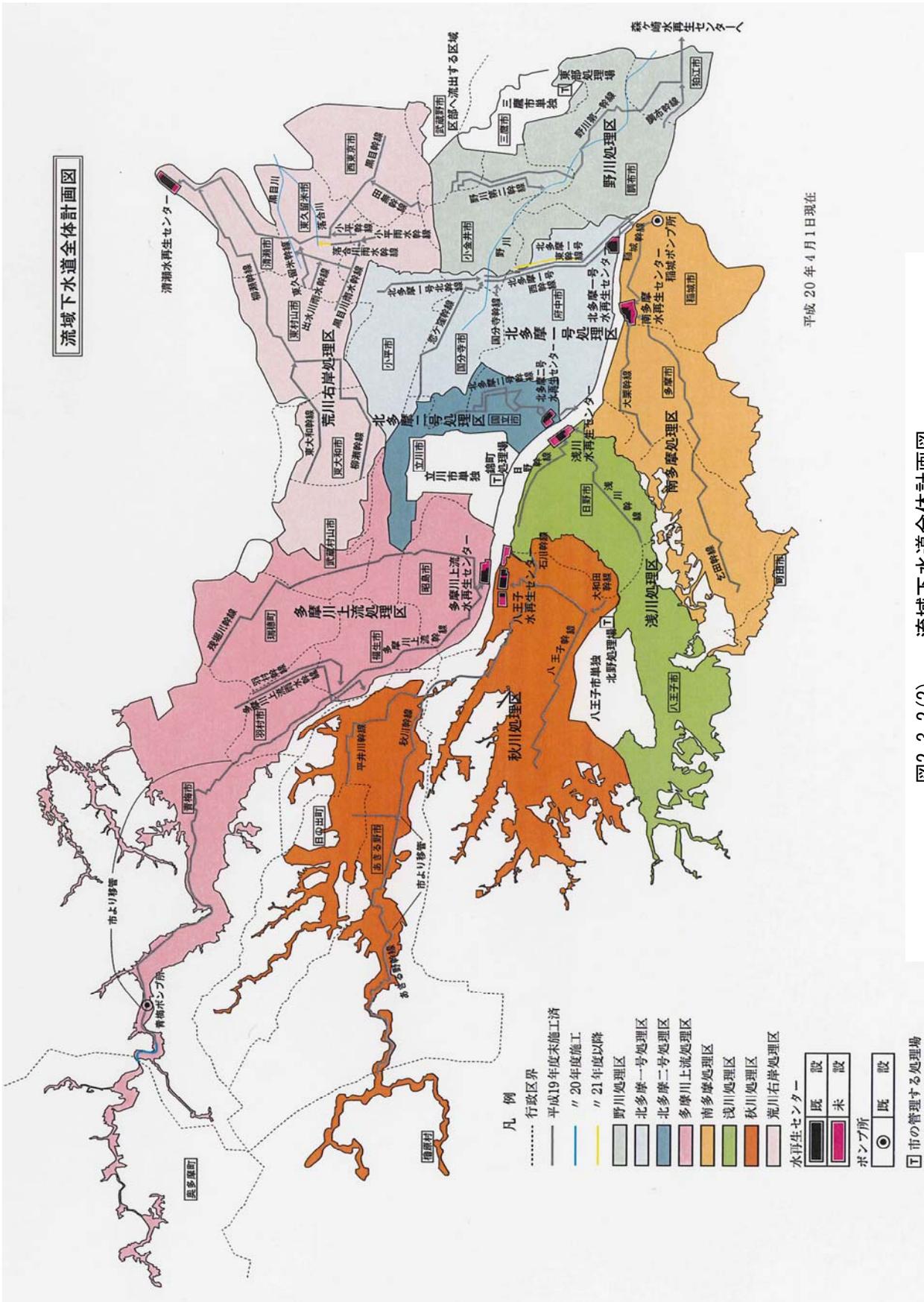


図2.3-2(2) 流域下水道全体計画図

(出典)「事業概要(平成20年度)」平成20年8月 東京都下水道局

2-4 公害苦情の状況

東京都における苦情の状況は表 2.4-1 及び図 2.4-1 に示すとおりである。

表 2.4-1 公害苦情件数の状況（平成 19 年度）

	総 数	典型 7 公害							典型 7 公害 以 外
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	
千代田区	204	11	1	-	73	24	-	42	53
中央区	121	15	-	-	81	9	-	13	3
港区	435	22	-	1	217	24	-	73	98
新宿区	137	10	2	-	80	13	-	23	9
文京区	107	16	-	-	56	17	-	10	8
台東区	247	32	-	-	68	13	-	34	100
墨田区	292	29	1	2	101	23	-	47	89
江東区	247	40	2	7	137	7	-	36	18
品川区	162	26	1	-	81	21	-	19	14
目黒区	286	39	2	-	121	31	1	34	58
大田区	219	31	1	1	109	19	-	26	32
世田谷区	271	66	1	1	138	16	-	42	7
渋谷区	104	9	-	1	66	10	-	13	5
中野区	150	25	-	-	81	22	-	22	-
杉並区	274	60	-	-	129	35	-	33	17
豊島区	185	18	-	3	103	24	-	28	9
北区	24	2	-	-	12	3	-	5	2
荒川区	213	10	2	-	92	37	-	26	46
板橋区	165	34	-	1	83	19	-	24	4
練馬区	146	40	8	1	71	3	-	17	6
足立区	230	77	-	-	107	12	-	31	3
葛飾区	137	21	-	-	64	13	-	37	2
江戸川区	314	67	1	-	171	23	-	51	1
区部計	4,670	700	22	18	2,241	418	1	686	584
市部計	2,993	1,240	81	2	789	82	0	441	358
郡部・島しょ計	159	10	4	-	17	-	-	21	107
都の窓口	2	-	-	-	-	-	-	2	-
東京都計	7,824	1,950	107	20	3,047	500	1	1,150	1,049

（出典）「公害苦情統計」平成 20 年 12 月 東京都環境局

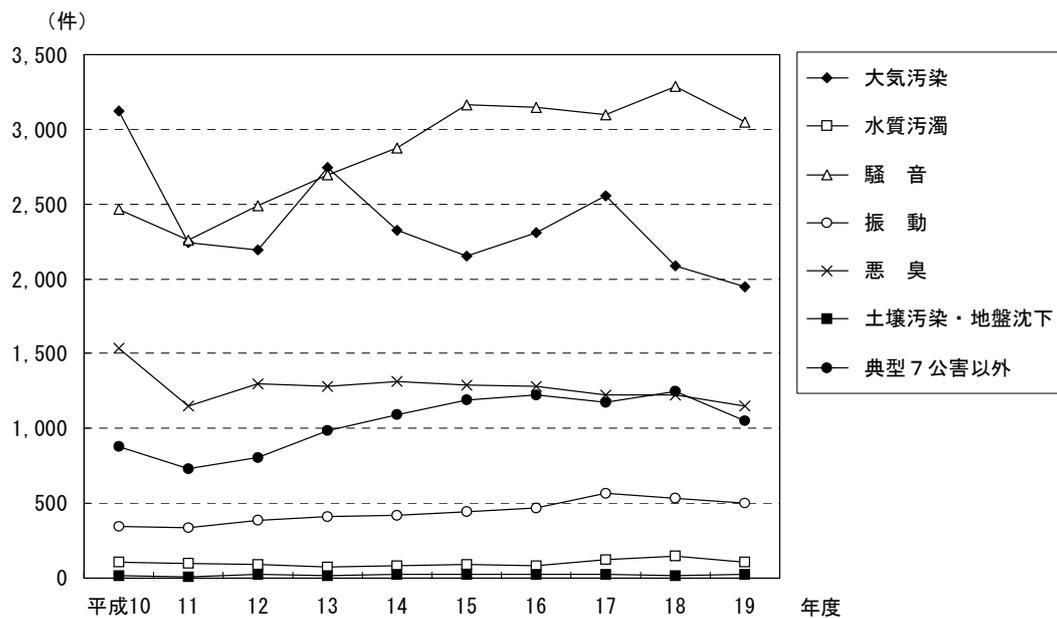


図 2.4-1 東京都内の公害苦情件数の推移